

13

(電子メール施行)

義 号 外
平成23年 4月27日

各市町村教育委員会担当課長 殿

宮城県教育庁義務教育課長
(公印省略)

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における
受入れ状況について(照会)

本県教育行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、このことについて、別添のとおり文部科学省から依頼がありましたので、貴管内における受
入れ状況についてとりまとめの上、下記により御回答願います。

記

1. 調査事項

3月11日以降、東日本大震災に被災し、被害が甚大な3県(岩手県、宮城県、福島県)等被災
地から避難してきた幼児・児童・生徒の、公立の幼稚園・小学校・中学校における 受入れ状況(宮
城県内の移動を含む。)

2 調査基準日

平成23年5月1日現在

3 留意点

- (1) 別添「東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における 受入れ状況について(依
頼)」(平成23年4月25日付け文部科学省事務連絡)5留意事項を参照の上、作成願いま
す。
- (2) 被災により受入れ状況の把握ができない市町村については、任意様式でその旨報告願いま
す。

4 提出書類

- (1) 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(1/3)
- (2) 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(2/3)

5 提出期限

平成23年5月10日(火)

6 提出先

所管する教育事務所(地域事務所)

7 提出方法

別添「回答票」を電子媒体(メール添付)により提出

※ 提出先の電子メールアドレスは、教育事務所(地域事務所)から連絡します。

担 当：宮城県教育庁義務教育課管理班 岩渕
電 話：022-211-3643
FAX：022-211-3691
Eメール：iwabuchi-ko837@pref.miyagi.jp



事務連絡
平成23年4月25日

宮城県教育委員会
宮城県知事 殿
宮城教育大学長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
初等中等教育局幼児教育課
高等教育局大学振興課
高等教育局私学部私学行政課

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の
学校における受入れ状況について (依頼)

東日本大震災に被災された方々に心からお見舞い申し上げます。
そうした中、被災した幼児児童生徒の学校における受入れについては、積極的に御対応いただいているところであり、感謝申し上げます。
このたび、被災した幼児児童生徒の就学機会を確保するため、また、今後の国としての支援策の検討に資するため、学校における受入れ状況について把握することといたしました。
つきましては、御多忙中誠に申し訳ありませんが、5月1日現在の状況について、下記により御回答くださいますようお願いいたします。

記

1 調査事項

3月11日以降、東日本大震災に被災し、被害が甚大な3県(岩手県、宮城県、福島県)等被災地から避難してきた幼児児童生徒の、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における受入れ状況(宮城県内の移動を含む。)(5月1日現在)

2 提出期限

- (1) 私立学校……………平成23年5月13日(金) 15時まで
- (2) 私立学校以外……………平成23年5月18日(水) 15時まで

3 提出方法 別添の回答票を電子媒体(メール添付)により提出

※ 宮城県教育委員会及び宮城県私学担当部局につきましては、回答票のほか、集約用ファイルを添付しておりますので、必要に応じて御利用ください。なお、宮城県教育委員会におかれては、市町村の回答票を含めて、宮城県私学担当部局におかれては、各学校の設置者(学校法人、宗教法人、個人等)の回答票を含めて、集約用ファイルを御提出ください(幼稚園分に関しては私立学校のみ)。

4 提出先メールアドレス

- (1) 公立学校 初等中等教育企画課 : syokyo@mext. go. jp
- (2) 国立大学附属学校 大学振興課 : kyo-in-y@mext. go. jp
- (3) 私立学校 私学行政課 : sigakugy@mext. go. jp



5 留意事項

- (1) 「手続中」「就学予定」の数については計上していただく必要はありません。また、3月11日以降の受入れ数をすべて合算した数ではなく、各調査日現時点の数を御回答ください。
- ・例1：4月1日までの転入学の数が10名であり、4月21日に1名転出し、4月22日に1名転入した場合
→受け入れた人数をすべて合算した「11名」ではなく、5月1日現在での受入れ数「10名」を回答してください。
 - ・例2：4月1日までの転入学の数が10名であり、4月28日までにさらに10名が転入し、転出者はいなかった場合
→5月1日現在での受入れ数「20名」を回答してください。
- (2) 被災により校舎が使用不能になり、他の学校の校舎を使用して再開した元の学校に通っている場合は、本調査の対象にはなりません。
- ・例：被災によりA小学校の元の校舎は使用不能になり、被災を免れたB小学校の校舎を間借りして、A小学校として再開した。この場合、震災前後ともA小学校に通っている児童は、本調査の対象にはならない。
- (3) 宮城県教育委員会におかれては、仙台市分も含めて御回答ください。なお、市町村における受入れ状況につきましては、把握可能な市町村のみから回答していただければ結構です。被災により受入れ状況の把握ができない市町村については、回答票の該当欄に当該市町村名を記入してください。
- (4) 宮城県私学担当部局におかれては、各学校の設置者（学校法人、宗教法人、個人等）における受入れ状況につきましては、把握可能な設置者から回答していただければ結構です。被災により受入れ状況の把握ができない設置者については、回答票の該当欄に当該設置者名（個人立の場合は学校名）を記入してください。
- (5) 5月中の調査は、今回の5月1日現在分のみとなります。次回以降の調査につきましては、別途御連絡します。

【本件連絡先】

- 文部科学省 電話：03-5253-4111（代表）
- ・公立学校（幼稚園を除く）
初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室 吉武、池田（内線2022）
 - ・国立学校（幼稚園を除く）
高等教育局大学振興課
教員養成企画室 木谷、佐々木（内線2909）
 - ・私立学校（幼稚園を除く）
高等教育局私学部私学行政課
石田、三木（内線2532）
 - ・国公私立幼稚園
初等中等教育局幼児教育課
小畑、弓岡、時枝、藤原（内線3136）

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(1/3)

(平成23年5月1日現在)

市区町村名	
担当者所属	
担当者職・氏名	
担当者電話番号	
メールアドレス	

1 公立学校において受け入れた児童生徒等数
(震災前の学校と別の学校に通っている者の数)

	①岩手県から受け入れた数				②福島県から受け入れた数				③左記2県以外から受け入れた数(※1)			
	住所の変更を伴う転入学	区域外就学による転入学(※3)	事実上の就学(※4)	小計	住所の変更を伴う転入学	区域外就学による転入学(※3)	事実上の就学(※4)	小計	住所の変更を伴う転入学	区域外就学による転入学(※3)	事実上の就学(※4)	小計
小学校				0				0				0
中学校				0				0				0
高等学校				0				0				0
中等教育学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期課程				0				0				0
後期課程				0				0				0
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼稚部				0				0				0
小学部				0				0				0
中学部				0				0				0
高等部				0				0				0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	④宮城県内の学校から受け入れた数(※2)				①~④の合計			
	住所の変更を伴う転入学	区域外就学による転入学(※3)	事実上の就学(※4)	小計	住所の変更を伴う転入学	区域外就学による転入学(※3)	事実上の就学(※4)	合計
小学校				0	0	0	0	0
中学校				0	0	0	0	0
高等学校				0	0		0	0
中等教育学校	0	0	0	0	0	0	0	0
前期課程				0	0		0	0
後期課程				0	0		0	0
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0
幼稚部				0	0		0	0
小学部				0	0	0	0	0
中学部				0	0	0	0	0
高等部				0	0		0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 岩手県及び福島県以外の都道府県からの受入れであり、震災の影響によるものと確認された者(宮城県内の移動は除く。)

※2 震災に伴い、宮城県内の他の学校から受入れを行った者(同一市町村内・外を問わない)

※3 (小・中学校)学校教育法施行令第9条に基づき、住所地以外の市町村の学校に転入学した者

※4 (特別支援学校)学校教育法施行令第17条に基づき、住所地以外の都道府県の学校に転入学した者

※5 転入学手続は行っていないが、授業に参加した者

2 特記事項 受入れに際して配慮した事例等、特記事項があれば御記入ください。

- (例)〇〇市では、〇〇町の住民を集団で受入れており、児童生徒についても、ある程度まとまった人数が同じ学校に通えるように配慮した。
- (例)〇〇町では、親が被災地にとどまり、児童生徒だけが避難するケースの受入れに、山村留学センターを活用している。

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(2/3)

(平成23年5月1日現在)

市区町村名	
担当者所属	
担当者職・氏名	
担当者電話番号	
メールアドレス	

1 公立幼稚園において受け入れた幼児数

	①岩手県から受け入れた数			②福島県から受け入れた数			③左記2県以外から受け入れた数(※1)		
	転入園	事実上の就園(※3)	小計	転入園	事実上の就園(※3)	小計	転入園	事実上の就園(※3)	小計
幼稚園			0			0			0

	④宮城県内の幼稚園から受け入れた数(※2)						①~④の合計		
	転入園		事実上の就園(※3)		小計		転入園	事実上の就園(※3)	合計
	市町村間の移動	同一市町村内の移動	市町村間の移動	同一市町村内の移動	市町村間の移動	同一市町村内の移動			
幼稚園					0	0	0	0	0

※1 岩手県及び福島県以外の都道府県からの受入れであり、震災の影響によるものと確認された者(宮城県内の移動は除く。)

※2 震災に伴い、宮城県内の他の幼稚園から受入れを行った者(市町村間の移動・同一市町村内の移動を分けて記入すること。)

※3 転入園手続は行っていないが、通園している者

2 特記事項

受入れに際して配慮した事例等、特記事項があれば御記入ください。

(例)〇〇市では、■■町の住民を集団で受入れており、幼児についても、ある程度まとまった人数が同じ幼稚園に通えるように配慮した。

(電子メール施行)

義 号 外
平成23年 4月27日

仙台市教育委員会担当課長 殿

宮城県教育庁義務教育課長
(公印省略)

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における
受入れ状況について(照会)

本県教育行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、このことについて、別添のとおり文部科学省から依頼がありましたので、貴管内における受
入れ状況についてとりまとめの上、下記により御回答願います。

記

1 調査事項

3月11日以降、東日本大震災に被災し、被害が甚大な3県(岩手県、宮城県、福島県)等被災
地から避難してきた幼児・児童・生徒の、公立の幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校(前期課
程)・特別支援学校における受入れ状況(宮城県内の移動を含む。)

2 調査基準日

平成23年5月1日現在

3 留意点

- (1) 別添「東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における 受入れ状況について(依
頼)」(平成23年4月25日付け文部科学省事務連絡)5留意事項を参照の上、作成願
います。
- (2) 被災により受入れ状況の把握ができず回答できない場合は、任意様式でその旨報告願いま
す。

4 提出書類

- (1) 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(1/3)
- (2) 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(2/3)

5 提出期限

平成23年5月11日(水)

6 提出先

義務教育課管理班

7 提出方法

別添「回答票」を電子媒体(メール添付)により提出

担 当 : 宮城県教育庁義務教育課管理班 岩淵
電 話 : 022-211-3643
FAX : 022-211-3691
Eメール : iwabuchi-ko837@pref.miyagi.jp

(電子メール施行)

義 号 外
平成23年 4月27日

各教育事務所(地域事務所)長 殿

義務教育課長
(公印省略)

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における
受入れ状況について(依頼)

このことについて、別添写しのとおり各市町村教育委員会に照会しましたので、貴管内市町村分の回答書等を取りまとめの上、提出願います。

記

1 提出書類

- (1) 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における 受入れ状況について (1/3)
- (2) 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における 受入れ状況について (2/3)
- (3) 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における 受入れ状況について (3/3)

2 提出期限

平成23年5月12日(木)

3 提出先

義務教育課管理班

4 提出方法

上記1(1)～(3)を電子媒体(メール添付)により提出願います。

5 留意点

- (1) 提出書類(1)(2)は、市町村教育委員会から提出された回答票です。
- (2) 市町村における受入状況については、把握可能な市町村のみからの回答となることから、提出書類(3)は、被災により受入状況の把握ができないことについて回答のあった市町村について、教育事務所(地域事務所)において作成願います。
- (3) 管内市町村分の集計の必要はありませんので、市町村からの回答内容をそのまま提出願います。
- (4) 各市町村教育委員会からの回答先を、教育事務所(地域事務所)としていることから、管内市町村教育委員会に対し、提出先の電子メールアドレスを連絡願います。

担 当：義務教育課管理班 岩淵
電 話：022-211-3643
FAX：022-211-3691
Eメール：iwabuchi-ko837@pref.miyagi.jp

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況について(3/3)

事務所名	
------	--

○ 受入れ状況が把握できなかった市町村

(1) 管内の全市町村数

(2) (1)のうち、受入れ状況の把握ができなかった市町村名

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	

41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	